

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、下記入札事項に係る一般競争入札を郵便入札にて執行するので、霧島市契約規則（平成 17 年霧島市規則第 63 号）第 2 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 10 日

霧島市長 中重 真一

1 入札事項

電子契約システム導入支援業務委託

2 関係書類

入札参加申込書等の書類については企画政策課のほか、霧島市のホームページからダウンロード可能です。

①入札参加申込書（様式 1）

②入札書（様式 2）

③委任状（様式 3）

④立会人委任状

⑤封筒記入例

※注意事項

- ・使用する印鑑は、書類すべてに同じものを使用すること。
- ・社印と代表者印を押印すること。（※社印が無い場合は代表者印のみでも可。）
- ・入札金額は、「一金」の後ろに算用数字でペンまたはボールペン（消えないもの）で記入すること。
- ・入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。
- ・入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入すること。

3 入札参加資格及び条件

入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本公告の日から落札決定の日までの間において、霧島市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 霧島市及び所在する市区町村に税金の未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 霧島市に入札参加申込書を提出していること。

※但し、「霧島市物品調達等入札参加資格審査申請」を行い、その資格を有する場合は、

(1) ～ (4) は資格・条件を満たしているものとする。

4 入札参加申込書等の交付期限及び交付場所

(1) 期限 令和 8 年 9 月 10 日（木）から令和 8 年 9 月 24 日（木）の開庁日

(2) 場所 霧島市企画部企画政策課又は市ホームページ

5 入札参加申込み

(1) 提出期間 令和 8 年 9 月 10 日（木）から令和 8 年 9 月 24 日（木）までの間

開庁日の午前 8 時 15 分から午後 5 時まで

※郵送による受付も行いますが、事務の都合上、9 月 24 日（木）午後 5 時必着とします。なお、書類不備がある場合は、申込完了となりませんのでご注意ください。

(2) 提出先（郵送先）

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市企画部企画政策課行革デジタル推進グループ（行政棟本館 4 階）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式 1）

イ 法人登記簿謄本の写し

ウ 霧島市に税の未納がないことがわかる証明書（滞納無し証明書）

エ 霧島市以外に所在している 場合は、所在する 自治体に税の未納がないことがわかる証明書

※イ・ウ・エについては、申込の日前 3 ヶ月以内に発行されたもの又は、その写しとします。なお、提出した書類は返却しません。但し、「霧島市物品調達等入札参加資格審査申請」を行い、その資格を有する場合は、「ア 入札参加申込書」のみの提出で可。

(4) 入札参加資格審査結果通知

提出いただいた書類の審査後、入札参加資格審査結果通知書を送付します。当該通知書を受け取った後に、入札書を郵便で送付してください（送付された入札書は開札日まで企画政策課で保管します。）

6 入札保証金及び契約保証金

免除とします。

7 入札における確認事項と入札方法

(1) 入札書（様式 2）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜き価格）を入札書に記載してください。

- (2) 入札書は、必ず書留郵便若しくは特定記録郵便により、企画政策課宛へ郵送してください。郵送にかかる費用は参加者の負担となります。
- (3) 入札書は、令和8年10月5日（月）の午後5時必着とします。
- (4) 入札書を郵送する際は、外封筒・中封筒の2重封筒としてください。入札書等を中封筒に入れ入札者の印（参加申込書へ押印された印と同じもの）で封印し、中封筒には入札参加者名、入札件名、開札日、入札書等が在中である旨を記載してください。
外封筒は、送付先を企画政策課宛とし、入札件名、開札日、入札書等が在中である旨を記載してください。詳しくは、別紙封筒記入例を参照してください。
- (5) 入札参加申込人以外が入札書を作成する場合は、委任状の提出が必要です。入札書の代理人欄に受任者の氏名記入と押印（委任状に使用している印）を行い、委任状も中封筒に同封してください。
- (6) 一度提出した入札書は、差替えできません。送付前に日付、氏名、金額、印鑑等の再確認をお願いします。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札書の記載事項等に不備がある入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札参加申込書または委任状に押印してある印影と異なる印が押印してある入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 入札に際し不正な行為があると認められた入札
- (8) 郵便を使用せず、直接窓口を持ち込んだ入札

9 開札日時

- (1) 開札日 令和8年10月6日（火）
- (2) 開始時刻 午前11時30分
- (3) 場所 国分シビックセンター行政棟別館4階 4-3 会議室
- (4) 開札立会い 開札時に立会いを希望される場合は、以下をご持参の上、10分前までに会場へお越しください。

【参加申込者本人が参加】

- 本人確認ができるもの（運転免許証等）
- 申込書に押された印鑑

【参加申込者以外が参加】

- 申込者本人からの立会人委任状（別途様式）
- 代理人の確認ができるもの（運転免許証等）
- 立会人委任状に押された代理人使用印鑑

10 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、予定価格以下で最低の価格をもって応札した者を落札者とし、委託契約を締結します。
- (2) 最低の価格をもって応札した者が2人以上ある場合は、立会者のもと、立会人にくじを引かせて落札者を決定します。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合は、再入札の通知を行いますので、通知が届きましたら、2回目の再入札書を同じ方法で送付してください。
- (4) 落札者を決定したときは、入札終了後、当該落札者に電話で通知し、翌日に参加者全員へ郵送にて入札結果の通知を送付します。

11 契約締結及び契約金額の支払

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額とします。
- (2) 落札者は、落札後7日以内に契約を締結してください。
- (3) 契約金額の支払方法は、霧島市と落札者の協議の上で決定します。

12 お問い合わせ先

『一般競争入札（郵便入札）に関するお問い合わせ』

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市企画部企画政策課行革デジタル推進グループ 担当 小玉

TEL 0995-64-0914（直通）

FAX 0995-47-2522

E メール kikaku@city-kirishima.jp